

中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法に係る証明書発行について

(2019年4月24日更新)

○中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除）の適用期間が2020年度まで延長されました。

現在、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置が施行されています（2020年度まで）。

	中小企業等経営強化法	生産性向上特別措置法
税制優遇適用期間	2021年3月31日まで	
対象者と税制措置の内容	<ul style="list-style-type: none">・資本金3千万円以下の法人及び個人事業主⇒即時償却又は10%税額控除・資本金3千万円超～1億円以下の法人⇒即時償却又は7%税額控除	<ul style="list-style-type: none">・資本金1億円以下の法人、従業員数1千人以下の個人事業主等⇒固定資産税が3年間にわたり0～1/2（市区町村の条例で定める割合）に軽減
税制措置の要件	「経営力向上計画」の認定申請・認定機関：主務官庁	「先端設備導入計画」の認定申請・認定機関：市区町村 ※経営革新等支援機関の事前確認書が必要

該当する設備において、「中小企業経営強化税制」と「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置」双方の税制措置を受ける場合の証明書は1枚で併用可（コピー）です。それぞれの認定に関する手続きは異なりますので詳細は中小企業庁ホームページ等でご確認下さい。

本会発行の証明書をご入用の場合、まず[こちら](#)をご覧ください。

適用対象である「機械装置」に該当するかどうかについては税務当局でご確認願います。

※本会では製造事業者からの申請に基づいて証明書を発行しておりますので、機械の利用者から直接の発行申請は受け付けておりません。ご理解願います。